

「裁判員制度に関する検討会」への意見書

わたしたちが一番望むことは事実認定をきっちりしてほしいということです。それは裁判員裁判であっても逆送の刑事裁判であっても家裁の審判でも、差を付けずに正確な事実認定ができる仕組みを確立してほしい。現実には家裁の審判と刑事裁判、裁判員裁判では事実認定の厳格さに大きな差があると感じています。それは最もあってはならないことです。

その上で、審判しか受けていない会員は、裁判員制度に賛成の意見を持つ人もいます。そもそも裁判官への心証が非常に悪いことが原因にあります。裁判官が少年事件という固定概念を持ち、十分な審理もせずに終わらされてしまった、被害者が関与できない密室の中で、知らないうちにすべて終わっていたという体験があるからです。そういう人にとっては、一般市民のもと、公開のもとで、裁判が行われることは非常に重要です。裁判員裁判であるなら、判例に基づいた判決しか出さないであろう裁判官よりも、もっと心のこもった判決がでてくるのではないかという期待があるのも事実です。裁判員裁判を受けた被害者の一人は、法定刑の中で最大の判決を得ることができ、そのような画期的な結果ができたのは市民参加だからではないかと言っています。意見陳述を裁判員が涙を流して聞いてくれたのもうれしかったそうです。

会員の多くは、裁判が流れ作業のように行われたと、感じています。大切な人の命が奪われたのにもかかわらず、個の命に目を向けてもらえなかった、多くの事件を抱える裁判官のもとで、多くの事件の一つにしか過ぎないように扱われたと思っています。そういう意味で、裁判員ならもっと本質に触れるように扱ってもらえるのかもしれないと期待せざるをえないのです。さらには、多くの裁判員が、事件に触れることで、被害者の現状や更正施設の不十分さ、再犯の実情などにもっと関心をもってくれるようになり、すべてが不十分な仕組みを改善するきっかけにつながればいいとも思います。

そうはいつでも、裁判員裁判での審理にも、流れ作業のように感じる場合があります。公判前手続きが非常に長く、裁判が始まってからの審理時間があまりにも短い。公判前整理手続きには被害者は入れず、公判で初めて知る事実や加害者の供述がほとんどです。知った事実や言葉に対して、遺族が理解したり考えたりするにはとても長い時間がかかります。それなのに、整理できないまま連続開廷で裁判が終われば、結局は取り残されたような気持ちになるのです。その時は無我夢中なのですが、裁判が終わってしばらくして落ち着いたら、ああすればよかったこうも言えたと後悔します。その時に、遺族ができる手段はもう、何もないのです。裁判員裁判は、裁判員の負担の軽減に一番重きを置かれているように感じます。裁判とは誰のためのものなのでしょう。裁判員が楽に参加できる仕

組みが、被害者と加害者が向き合ったり事件の本質を明らかにする時間を制限するのであれば本末転倒だと思います。誰のための裁判か、それを一番に考えてほしいです。

さらに、費用面においても、裁判員制度が本当に必要なのかといわれると疑問を感じます。会員の家族が裁判員候補になったことがあるのですが、過剰に立派な設備や交通費などにおいても無駄が多すぎると感想を持ちましたし、限られた予算の中で、莫大な費用を裁判員制度の維持にあてるのか、被害者支援や更正施設の充実に充てるべきなのかと問われると後者です。被害者国選や民事裁判の費用、支払われない損害賠償金など被害者の置かれた現状も、加害者が事件に向き合うための矯正施設の体制もまだまだです。優先順位でいうならば、裁判員制度より、もっと大切なことに費用を使うべきです。

繰り返しになりますが、わたしたちは、裁判員制度に賛成でも反対でもありません。最も重要なのは、大切な命を奪われた事実を、どう扱われるか、なのです。誰も殺されない社会をどう作っていくか、なのです。私たちが最初から言い続けている事は、「子供たちをこれ以上、被害者にも加害者にもしないために・・・」です。それに最もふさわしい国の仕組みのあり方を、検討して頂けることを望みます。

2011年12月13日 少年犯罪被害当事者の会